

中富良野町告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び令和6年度において、中富良野町が発注する工事の請負契約、測量業務の委託契約及び工事に係る業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和4年11月11日

中富良野町長 小松田 清
(公印省略)

1 基本的資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税、中富良野町税又は本店所在地の市区町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格者又はその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

2 契約の種類による資格要件

- (1) 工事の請負契約
工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
 - ア 令和4年12月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けており、かつ、許可を受けてから2年以上その営業を営んでいること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項の規定により、令和4年12月1日の直前2年度分の決算により国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けており、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において申請する工種の完成工事高があること。ただし、中富良野町内に建設業の許可上の主たる営業所又は営業所を有する者は、完成工事高の有無は問わない。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

(2) 測量業務及び工事に関する業務の委託等の契約

測量業務及び工事に関する業務の委託契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 建築物の設計に係るものについては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
- イ 測量に係るものについては、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
- ウ 計量証明業務については、計量法（平成4年法律第51号）による登録を受けたものであること。
- エ 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- オ 令和4年12月1日の直前1カ年度決算期の間はその事業の売上高を有していること。
- カ 資本金が300万円以上又は従業員の数が3名以上であること。

3 参加資格の審査基準日

令和4年12月1日

4 申請方法等

(1) 申請方法

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

(2) 受付期間

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請

令和4年12月12日（月）午前9時00分から令和5年1月31日（火）午後5時30分まで

5 参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

6 資格の取消し

上記1に該当することとなったときは、参加資格を取消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

- (1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者
- (2) 法令の規定による許可、免許、登録を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者